

人事・労務に役立つ情報満載！

# ニュースレター

by金ちゃん先生



通算107号

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0862 豊中市西泉丘1-5-24 URL <http://www.tokunaga-sr.com>

TEL & FAX 06-6850-8110 e-mail [bpbz707@tcct.zaq.ne.jp](mailto:bpbz707@tcct.zaq.ne.jp)

発行日：2018年07月30日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎



## 今回の「助成金紹介コーナー」ポイント解説

前回は一番申請の多い「正社員化コース」を説明しましたが、今回もこのことについて事務所所長とお会社のギャル2名が「暑気払いでビアガーデン」へ行くという設定で、この助成金の内容をもう少し紹介します。

[注] **M**山中金属工業株式会社総務課 田中美鈴様、**I**同 山本五十鈴様、**T**トクモト社会保険労務士事務所 徳本銀二先生

### 耳寄り情報1

### 『助成金紹介コーナー』⑥人気のある助成金その3

- T** 「美鈴さん、今社長と月例打合せをした後、貴女と山本さんを借りて近々ビアガーデンにお連れすることの許可を得ましたよ。何時が良いか彼女と相談して電話頂戴ね…。」
- M** 「えっ。勝手に約束しないでよ。私は社長の持ち物ではないわ。(ﾌｯとふくれる。) まあごちそうしてくれるなら、渋々OKするわ。では相談して明日朝先生の携帯に電話するわ。飲みながら正社員化コースについてももう少し説明してくださいね。」 **T** 「OK、OK。連絡待ってるよ。」
- ～翌日電話が有り、7月某日18時から梅田の某ビアガーデンで3人の懇親会が始まりました。～
- T** 「お二人さん、忙しい中付き合ってくれて有難う。五十鈴さん、仕事の様子はどうですか？」
- I** 「お蔭様で学校の先輩の美鈴さんが優しく教えてくれるので、就職前の不安は吹っ飛びました。」
- T** 「それは良かったね。持つべきは先輩ですね。さて貴女はキャリアアップ助成金正社員化コースを申請することは先輩から聞いてるね？」 **I** 「はい。でも詳しいことは分かりません。」
- T** 「そらそうね。私と美鈴さんから追々説明して行きます。さわりを言うと最初労働条件通知書により有期契約社員として1年間の契約を結び、雇用保険加入日から半年経過した日後の賃金締切日の翌日から新たな労働条件通知書による正社員としての無期契約を結びます。但しその間の評価が悪ければ正社員には昇格できないので、精一杯頑張るね！最終は社長評価だけどまずは美鈴さんに認めてもらいなさいよ。」 **I** 「はい。先輩よろしくね。」 **M** 「しごくわよ。」(笑)
- T** 「有期雇用といっても正規雇用と労働条件はそんなに変わりませんが、今年から[正規雇用半年の賃金÷有期雇用半年の賃金が5%アップ]の要件が加算されたので、最初の半年は賞与がもらえないかもネ。アッ、あまり喋っているとお酒が不味いのでこの辺で…。バンバン飲みましょう。」



国労広島地本組合費請求事件上告審判決 最高裁判所第三小法廷判決 S. 50. 11. 28

【事件の概要】国労（旧国鉄労働組合）が選挙に当たってした社会党支持・カンパ決議が争われた事案

【判決要旨】①労働組合がいわゆる安保反対闘争実施の費用として徴収する臨時組合費については、組合員はこれを納付する義務を負わないが、労働組合がその実施したいいわゆる安保反対闘争により民事上または刑事上の不利益処分を受けた組合員を救援する費用として徴収する臨時組合費については、組合員はこれを納付する義務を負う。②公職選挙に際し労働組合が特定の候補者の選挙運動支援のため、その所属政党に寄付する資金として徴収する臨時組合費については、組合員は納入義務を負わない。③ 一 労働組合がいわゆる安保反対闘争実施の費用として徴収する臨時組合費については、組合員は納入する義務を負わない。 二 労働組合が、その実施したいいわゆる安保反対闘争により民事上または刑事上の不利益処分を受けた組合員を救援する費用として徴収する臨時組合費については、組合員はこれを納入する義務を負う。 三 公職選挙に際し労働組合が特定の候補者の選挙運動支援のため、その所属政党に寄付する資金として徴収する臨時組合費については、組合員は納入義務を負わない。④労働組合が、その実施したいいわゆる安保反対闘争により民事上または刑事上の不利益処分を受けた組合員を救援する費用として徴収する臨時組合費については、組合員はこれを納入する義務を負う。⑤労働組合が他の労働組合の闘争支援資金として徴収する臨時組合費については、右支援が法律上許されない等特別の場合でない限り、組合員はこれを納入する義務を負う。⑥公職選挙に際し労働組合が特定の候補者の選挙運動支援のため、その所属政党に寄付する資金として徴収する臨時組合費については、組合員は納入義務を負わない。



【裁判結果】一部棄却、一部破棄自判



金ちゃん先生コメント 労働組合法で会社の不当労働行為が禁止されていますが労働組合でも言えますね。

## 金ちゃん先生行状記 ～「どうお」魚釣り試食体験記～

以前「TOKKIN会」（金ちゃん先生とPanasonic同年代OBとの有志懇親会）で模擬海魚釣りと即その試食が楽しめる日本橋近くの「どうお」に出かけ、海釣り気分と取れたての魚を美味しく味わうことが出来ました。過日にはTVでも大々的に取上げられ



たことも有り、懇親会の内容がつついVSOP（Very Special One Pattern =マンネリ）になっている幹事さんにご提案する次第です。

◆どうお 住所:大阪市中央区日本橋1丁目1-13 電話:06-6212-5882

引掛けが 下手な貴方も OKですよ おいでやすだよ どうお店まで



## トピックス 働き方改革関連法案が遂に成立 主要改正規定は来年4月から順次施行

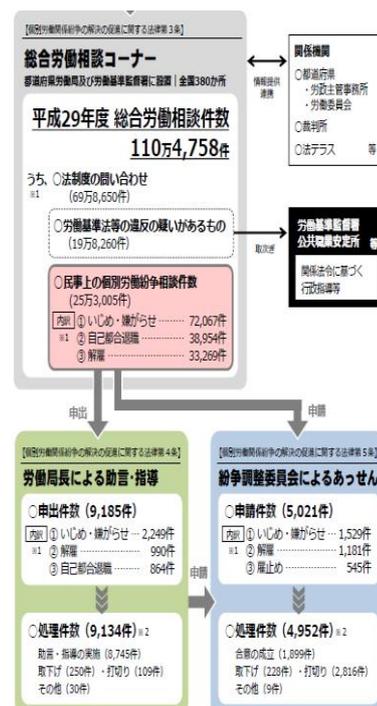
公布日（本年7月6日）から、旧雇用対策法の改正が施行されましたが、これは、「働き方改革に係る基本的考え方を明らかにする」といった内容となっています。主要な改正が本格的に施行されるのは、平成31（2019）年4月1日からとなります（以後、段階的に施行）。いつまでに、どのような対応が必要となるか？ 気軽にお尋ねください。



## トピックス “いじめ・嫌がらせ”が労働トラブルのトップ 「個別労働紛争解決制度の施行状況(平成29年度)」

6月27日に、厚生労働省から、平成29年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止や早期解決を支援するもので、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

- 総合労働相談、あっせん申請の件数はいずれも前年度と比べ減少、助言・指導の申出件数は増加。
    - ・ 総合労働相談件数は110万4,758件で、10年連続で100万件を超え、高止まり
  - 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」が引き続きトップ
    - ・ 民事上の個別労働紛争の相談件数では、72,067件（同1.6%増）で6年連続トップ
    - ・ 助言・指導の申出では、2,249件（同1.9%増）で5年連続トップ
    - ・ あっせんの申請では、1,529件（同6.9%減）で4年連続トップ
  - 「いじめ・嫌がらせ」以外では、「解雇」、「自己都合退職」、「雇止め」の件数が多い
    - ・ 民事上の個別労働紛争の相談件数では、2位が自己都合退職（38,954件）、3位が解雇（33,269件）
    - ・ 助言・指導の申出では、2位が解雇（990件）、3位が自己都合退職（864件）
    - ・ あっせんの申請では、2位が解雇（1,181件）、3位が雇止め（545件）
- ★厚生労働省では、今回の状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいくとのことです。企業の経営担当者としては、個別労働紛争のトップが「いじめ・嫌がらせ」であるということは知っておきたいところです。このような状況を見ると、各企業において、各種ハラスメントの防止対策などに万全を期す必要があるといえます。



## 豆知識情報

### 専門業務型裁量労働制

1 対象業務（法38の3-I、則24の2の2-II）

- ① **新商品**若しくは**新技術の研究開発**又は人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務
- ② **情報処理システム**の分析又は設計の業務
- ③ 新聞若しくは出版の事業における**記事の取材**若しくは**編集**の業務又は放送番組の制作のための取材若しくは編集の業務
- ④ 衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たな**デザインの考案**の業務
- ⑤ 放送番組、映画等の制作の事業における**プロデューサー**又は**ディレクター**の業務
- ⑥ その他厚生労働大臣の指定する業務

## 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン Q&Aを更新

個人情報保護委員会から、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」などに関するQ&Aを更新したとのお知らせがありました（平成30年6月更新）。

追加・更新された箇所のうち、企業実務にも関連があるものを紹介させていただきます。

平成30年6月に更新されたQ&Aのうち、主要なものは次のとおりです。



### <個人番号の利用制限－3>

Q1-3 複数の個人番号関係事務で個人番号を利用する可能性がある場合において、個人番号の利用が予想される全ての目的について、あらかじめ包括的に特定して、本人への通知等を行ってよいですか。

A1-3 事業者と従業員等の間で個人番号の利用が予想される事務であれば、あらかじめ複数の事務を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことができます。なお、従業員等ごとに利用目的を特定し、通知等する必要はなく、事業者の利用目的を特定し、まとめて通知等することができます。

更新箇所→赤字の部分を削除・追加

更新理由→将来的な利用可能性も含めて包括的に特定できる旨を明確にするため、記載を追加

### <個人番号の提供の要求－6>

Q4-6 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。

A4-6 法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー（個人番号）を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバー（個人番号）の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。従業員等との間でマイナンバー（個人番号）の提供の有無を判別できますので、特定個人情報保護の観点からも経過等の記録を行うことが望ましいものと考えられます。

なお、税務署では、社会保障・税番号（マイナンバー）制度に対する国民の理解の浸透には一定の時間を要する点などを考慮し、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載がない場合でも書類を收受することとしています。マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることから、今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバー（個人番号）の提供を受けられなかった方に対して、引き続きマイナンバーの提供を求めていただきますようお願いいたします。

（注）マイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合における、「提供を求めた経過等の記録、保存」は法令上の義務ではありません。「いつ提供を求め、その結果として提供を受けられなかった事実」を事後的に明らかにすることが可能であればよく、提供を受けることができなかった個別の事情までは記録する必要はありません。

更新箇所→全面差替え

更新理由→国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」（Q1-2）が更新されましたので、これに伴い更新。

★その他、個人番号の利用目的の通知等に関するQ&Aなどについても更新が行われています。詳しい内容については、お尋ねください。

### お仕事 カレンダー 8月



8/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）  
主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

8/31

- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 個人事業税の納付（第1期）
- 個人事業者の当年分消費税の中間申告
- 個人の道府県民税・市町村税の納付（第2期）

◆あとがき◆ 今年の猛暑は万人が認めますが、タイガースは猛虎と言えず今の所、弱虎ですね(笑)。金本監督への批判はコロコロ選手を替えすぎる。もっとこれという選手は我慢して使えば大成するのという声が聞こえます。中々難しいことですが、私に言わせれば、内野・外野に一軍半レベルの選手が多すぎるというのが実態ですね。最近まれに打撃爆発しますが、これが本物になれば良いですね。